



コンパス

～ 経済、企業経営のナビゲーター ～

2015年11月下旬号 No. 2355号

☆ ホームページリニューアルを致しました。理事長「コラム」もご覧ください！

日本経済協会 検索

【目次】

1. 家計の金融資産にみる格差と派遣法の改悪
・・・デフレ脱却に逆効果の改正派遣法・・・
一般社団法人日本経済協会 理事長
早稲田大学名誉教授 経済学博士 田村正勝
2. 違った景色 (68) ～ 新たな発見 ～
一般社団法人日本経済協会 理事 廣田光次
3. ザ・マーケット (15) ～ 神の見えざる手 ～
4. 『2016年の景気見通し』(購読のご案内) 田村正勝
5. 気になる NEWS 報道 ～ オバマ氏の傍観 ～
6. 出会い【7-2】 ～ 気づきに感謝 ～
7. 講演会・セミナーの案内 (添付ファイルをご覧ください)

— 中堅中小企業のM&A仲介実績 No. 1 —

日本M&Aセンター

(東証一部上場：2127)

東京本社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-8-3

丸の内トラストタワー本館 19階

TEL：03-5220-5454

FAX：03-5220-5455

<http://www.nihon-ma.co.jp/>

我々の使命は、M&A業務を通じて
企業の「存続と発展」に貢献することである。



『信頼』こそ命。

お客さま第一主義が、
私たちの基本理念です。

『総合資産コンサルティングを通じて
家族・社会の繁栄、資産の保全に
貢献します。』

日本資産総研グループ

〒101-0027 東京都千代田区神田平河町

1番地第3東ビル

TEL. (03) 5835-2527

<http://www.jagi.co.jp>

家計の金融資産にみる格差と派遣法の改悪

-----デフレ脱却に逆効果の改正派遣法-----

一般社団法人「日本経済協会」理事長

早稲田大学名誉教授 経済学博士 田村 正勝

(1) 過去最高の金融資産と 30%超の現預金ゼロ世帯

所得格差の拡大を問題とするピケティは、『21世紀の資本』において、今日の格差拡大要因は「金融資産運用による利益率」が、「経済成長率」より格段に大きいことを挙げている。とくに前者は「金融グローバリズム」によるところが大きく、また低成長は人口成長率の低下によると言う。では日本の金融資産は、どのような状況か。

日本の全家計の金融資産は15年6月の段階で、14年6月比4.4%増の1717兆円と過去最高となった。このうち「株式および出資金」が同比16.1%増の182兆円、「投資信託」が19.5%増の98兆円、「現金・預金」が2.2%増の893兆円であった。

14年度のGDP成長率が名目で1.6%、実質ではマイナス0.1%であったゆえ、GDP成長率と金融資産の伸び率との格差は圧倒的である。しかも「株式・出資金」および「投資信託」の伸びが、「現預金」の伸び率より格段に高いことから、金融資産運用による伸び率が、経済成長率をはるかに超えていることも明らかだ。ピケティの指摘の通りである。

こうした金融資産の拡大によって、15年の「一人当たりの金融資産」は1350万円、「1世帯当たり」では14年が前年比3.4%増の1798万円となっている。それにもかかわらず「金融資産を保有しない二人以上の世帯」は、87年では3.3%だけであったのに、14年には過去最悪の30.4%へと急増した。これも“著しい”かつ“急激な”所得格差の拡大を示す。

ところで先進国中で最大の「アメリカの所得格差」のすぐ後を、日本が追っているが、アメリカ国民の金融資産は、全体が69兆7735億ドル（約8400兆円）で日本の約5倍、一人当たりの金融資産が約2600万円と日本の2倍だが、ここでも金融資産を保有しない国民の割合は、この5倍と2倍の差から、日本以上に多いと推測される。さらに、たとえば21年連続で長者番付1位のビルゲイツの資産が810億ドル（約8兆9000億円）と膨大なことから、これは明らかだ。

さらに全金融資産の中で「投資信託」が占める割合は、日本の5.7%に対してアメリカは13.2%と日本の2倍以上であり、アメリカでは所得格差の拡大が、日本以上に金融資産運用によって大きくなっていることも明らかだ。

さて最近の日本の金融資産の増大には、様々な要因が考えられるが、とくに将来不安に備えて預金をはじめ金融資産を保有する非高齢者が増えていることが挙げられる。退職後の生活が、年金だけでは「高齢夫婦無職世帯」は月平均6万円以上不足するゆえ、65歳から90歳までスムーズに過ごすためには、一般に3000万円の貯蓄が必要だと言われる。しかし現在の高齢者世帯の平均貯蓄額は2377万円であり、しかも格差ゆえに1000万円未満が36%だという。

このような所得格差から生活保護受給世帯も急増しているが、この受給世帯の約半数が高齢者世帯で79万世帯となった。この高齢者受給世帯は、最近10年間で30万世帯以上増えた。所得格差が拡大することによって、このように生活保護受給者、とりわけ高齢者の受給者が増大している。所得格差の拡大を改善しない限り、この傾向はいつそう強まって財政赤字もさらに増大するであろう。

(2) 新派遣法で非正社員と格差社会さらに拡大

所得格差拡大の要因は多様であるが、最大要因は正社員を非正社員に置き換えるリストラである。95年から今日まで概ね500万人も正社員が減少し、その代わりに非正社員が1000万人も増え、総務省の調査では被雇用者の37.2%（15年8月現在）が非正社員、厚生労働省の「就業形態調査」では14年で40.0%が非正社員である（表1）。非正社員の給与は、正社員と同じ働きをしても正社員の6～7割にすぎない。

（表1）全労働者の雇用形態（人数と全雇用に対する割合、15年8月現在）

| | 全被雇用者 | 全非正社員 | パート | アルバイト | 派遣社員 | 契約社員 | 嘱託 | その他 |
|--------|-------|------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| 人数（万人） | 5302 | 1972 | 939 | 399 | 132 | 298 | 120 | 85 |
| 割合（%） | 100 | 37.2（40.0） | 17.7 | 7.5 | 2.5 | 5.6 | 2.3 | 1.6 |

*総務省「労働力調査」より作成

*カッコ内は厚生労働省11月4日発表の「14年の就業形態の多様化に関する総合実態調査数値」

さて10月1日から「改正労働者派遣法」が施行されたが、この改正法によって派遣社員の処遇が改善され、上述のような所得格差が是正される方向性が見えるか。残念ながらこの改正法によって逆に、企業は短期の派遣社員が雇いやすくなり、その処遇の改善は見込めないゆえ、所得格差がいつそう開くであろう。

改正法のポイントは第一に、企業は3年ごとに派遣社員を替えれば、同じ業務を派遣社員の活用でいつまでも可能となった。もっとも、これに関しては労働組合との協議を義務付けたが、双方の合意が不可欠な条件ではないので歯止めにはなり難い。

第二に派遣会社をすべて許可制にし、計画的な教育訓練など「雇用安定措置」を派遣会社に義務付けた。派遣期間が終了した派遣社員を、企業に直接雇用するよう依頼させる。しかしこれも派遣会社の「努力規定」にすぎず、実効性があるか疑問だ。

第三にこれまで派遣期間の制限がなかった通訳やデザインなど専門 26 業務も、原則 3 年となる。他方で「改正労働契約法（13 年 4 月から施行）」によって、有期労働契約が通算で 5 年を超え反復更新された場合には、労働者の申込みに基づき、無期労働契約へ転換される仕組みが導入されている。したがってこの 26 業種においては、これまで 5 年の有期雇用を経て正社員となる道が開けていた。

しかし今度の「改正派遣法」によれば、企業はこの業務でも 3 年で雇い止めして、新たな派遣社員に同じ業務を委ねることが可能となった。ちなみにこれらの仕事に就いていた人は 50 万人超で、15 年 8 月現在の派遣社員全体 132 万人の約 4 割に上る。彼らは今度の派遣法の改正によって多くが雇い止めとなり、派遣会社の無期雇用にならないかぎり不安定な雇用状況に陥る。

（3）中堅大企業において非正社員の急増か！-----不可欠な職業訓練法制

多様な働き方が進展することにより、個人としては多様な人生が可能となり、同時に柔軟な社会、自由度の大きな社会が可能となる。それゆえ「派遣労働」は、企業側の都合ばかりでなく、こうした広い大きな目的のために、法律によって導入された。すなわち「職業安定法」が禁じていた派遣を、1985 年に専門業務に限って解禁する「労働者派遣法」が制定された。ここでとくに強調された観点は、通訳など専門業務をこなす技能が、正社員の仕事を奪う「常用代替」にはならないとの原則の確認であった。

その後 99 年には「非専門業務の派遣解禁」により「規制緩和の改定」が行われたが、ここでも「常用代替の防止」という一線は守ってきた。なぜなら企業が同じ仕事を派遣社員に任せられるのは、原則 3 年までと決まっていたからである。もっともこの頃から、正社員を非正社員に置き換えるリストラが進展した。全被雇用者に占める非正社員の割合は、85 年の 16.4% から 95 年には 20.9%、00 年には 26.0%、10 年が 34.4% と上昇してきた。

そして今回の改正は、この傾向をさらに助長する。それは 3 年ごとに派遣社員を置き換えることができるという点からして、これは、先の「常用代替を避ける」という従来の原則を否定するものだ。これによって企業が正社員を派遣社員に置き換え、人件費を抑制する傾向がさらに強まる。

業種業態にも拠るが、中小零細企業では、経営者と社員の関係が密接であり、お互いの事情が分かりあっているから、このようなドライな雇い止めには歯止めがかかる。しかし背に腹は代えられないということで、やむを得ず雇い止めとなる場合もある。これに対して中堅企業や大企業の場合は、躊躇なくこうしたリストラが経営方針として導入される可能性が大きい。

ところで派遣社員が増えること自体は、先述のとおり「社会の柔軟化」や「個人の自由

な生き方」に繋がるが、それは非正社員の安定や処遇の改善が不可欠な前提となる。これを法制化し実施しなければ、非正社員の増加は所得格差を拡大し、不安定な社会を助長する。たとえばフランスでは企業利益の2.2%を、失業者の職業訓練のために拠出するなど、EU諸国では何処でもそうした制度が導入され、この訓練の成果によって、正社員と非正社員の仕事の差も所得格差も抑えられている。

また、このような制度があるから、失業しても次の仕事に比較的早くありつけ、失業の不安から解放される。失業した場合に失業が1年以上にわたる割合は、OECD平均が36%であるのに、日本は40.4%と高い。

さて男性の非正社員は、男性の被雇用者の22.1%と、この割合は女性の場合に比較すると小さいが、それでも5人に1人の割合である。男性の非正社員は、家計を助けるためというよりは、これから得たカネが生活費全体である場合が多く、処遇が改善されないかぎり結婚をはじめ希望している最低限の生活も難しい。

(表2) 男性労働者の雇用形態 (人数と全男性雇用に対する割合、15年8月現在)

| | 全被雇用者 | 非正社員 | パート | アルバイト | 派遣社員 | 契約社員 | 嘱託 | その他 |
|---------|---------|-------|-------|-------|------|-------|-----|-----|
| 人数 (万人) | 2 9 1 4 | 6 4 3 | 1 0 5 | 2 0 6 | 5 2 | 1 6 0 | 7 5 | 4 5 |
| 割合 (%) | 100 | 22.1 | 3.6 | 7.1 | 1.8 | 5.5 | 2.6 | 1.5 |

* 総務省「労働力調査」より作成

女性の非正社員は、女性の被雇用者全体の55.7%に達し、とくにパートタイマーが35.0%と高い割合だ。これは子育て世代が家計を助けるために、時間を有効に使って働くケースが多いからである。しかし派遣社員や契約社員も多く、双方で218万人もいる。新派遣法でこれらの人々の、とりわけ派遣社員の“雇い止め”が懸念される。

(表3) 女性労働者の雇用形態 (人数と全女性雇用に対する割合、15年8月現在)

| | 全被雇用者 | 非正社員 | パート | アルバイト | 派遣社員 | 契約社員 | 嘱託 | その他 |
|---------|---------|---------|-------|-------|------|-------|-----|-----|
| 人数 (万人) | 2 3 8 7 | 1 3 3 0 | 8 3 5 | 1 9 3 | 8 0 | 1 3 8 | 4 5 | 3 9 |
| 割合 (%) | 100 | 55.7 | 35.0 | 8.1 | 3.4 | 5.8 | 1.9 | 1.6 |

* 総務省「労働力調査」より作成

一般に企業が正社員を賃金の安い非正社員に置き換えるリストラは、EU諸国ではあまり見られない。たとえばフランスでは、非正社員を雇う場合には、その処遇を前任者と全く同じにしなければならないからだ。こうした法制を入れない限り、非正社員の増加は、柔軟な社会や個人の自由の拡大などの「本来の目的」に逆行し、ひいてはデフレ克服も不可能となる。少なくとも大企業に対しては、このような法制度を導入すべきだが、14年度の法人所得は、前年度比9.7%増で過去最高となったゆえ、そのチャンスである。



株式会社 **日本資産総研**

日本資産総研は、企業や資産家をサポートするコンサルティング会社です。

日本資産総研のコンサルティング

私たちの仕事へのこだわり

総合資産コンサルティング(商標登録番号:第 5521494 号)を通じて
家族・社会の繁栄、資産の保全に貢献します。

お客様1人ひとり
に対して最善最適な
コンサルタント業務を
提供します。

複雑にからみ合った
法律や経済状況を分析し、
調査研究・開発で
対応します。

信頼の基盤は、
誠実な対応、
豊富なノウハウの
提供および実践から。

私たちはお客様に満足していただけることを仕事の第一と考えます。最新情報の提供や高度なノウハウが求められる重要案件への対応も可能。お客様1人ひとりに適した解決策をご提案いたします。

会社法、信託法、事業承継、借地借家法・・・めまぐるしく変化する時代にあって、企業・個人の資産を守り続けることこそ、私たちのカンパニーとしての存在意義であると自負しております。

私たちはコンサルティングに関わる様々な研究にこだわり続け、最先端の対応と対策、さらにそのノウハウをご提供。確かな情報と実践力でお客様のご要望にお応えいたします。

日本資産総研のコンサルティング

事業紹介

相続・事業承継対策

相続と企業繁栄のためのサポート

相続が発生する前の段階から、スムーズな相続と納税、相続後の資産構成までトータルにサポートいたします。

資産運用コンサルティング

不動産活用と効果的な資産確保のアドバイス

お客様の相続申告や確定申告の「申告書」に基づき資産内容を分析。不動産偏重の資産構成を改善するため、資産コンサルティングを行います。

企業再生・事業計画策定

ポジティブな発想で自社企業の発展を

企業は「待ち」の姿勢では立ち行かなくなっています。民事再生法や特定調停法などの企業救済の方法を活用し、サポートいたします。

M&Aコンサルティング

中小企業の発展・事業承継を支援

特に中小企業において、事業の承継や企業の最終の道すじを決定するためのシナリオづくりをしっかりとサポートいたします。

不動産総合 コンサルティング

不動産売却・購入・有効活用をサポート

不動産の購入から賃貸、売却にいたるまでのトータルコンサルティングを実行いたします。

私たちの仕事の流れ

Interview 個別相談

何をしたらいいのか、誰に聞いていいのかわからない。問題解決のため、まずはお気軽にご相談ください。

Analysis 現状分析

私たちの仕事の第一歩は、詳細かつ精密にお客様（個人・企業）の現状を分析することからはじめます。

Proposal 提案

現状分析で把握したお客様の問題点を提示し、当社オリジナルの提案書を提出いたします。

Action 実行

私たちのご提案を実行するために、さまざまな分野の専門家とプロジェクトチームをつくります。

FUKUTA

ピアノ線
ステンレス鋼線・快削鋼

ハガネ線
ドリルロッド・オイル線・焼入鋼線
焼入リボン・隣青銅線・板
鉄線・針金・リベット

福田線材KK

名古屋市中区松原三丁目四一

電話 052・331・5291(代)

Co·advance

～ 共に前進し、発展し、向上しよう! ～

KANEDA
カナダ株式会社

食品・油種
健康・安心・美味しさ

医薬・医療材
いつも健康でありたい

医薬原薬
ジェネリック医薬品

化学品・燃料・潤滑油
クリーンな地球環境と代替エネルギー

塗料・コーティング・インキ
クリーンな地球環境と作業環境の為に

化粧品
いつも美しくありたい

潤滑パラフィン
製造メーカーとして、より良い製品を

産業プロセスマテリアル
「環境に配慮した包装・梱包技術」をトータルで実現

SGS

UKAS

SGS

UKAS

全社 (数 金田物産、情報システム室)
JP01/019675 ISO9001:2008
JP06/070047 ISO14001:2004

■お問い合わせ

〒103-8413 東京都中央区日本橋本町1-4-12 カナダ日本橋センタービルディング
 [TEL] (03)5200-1311(代) [営業所] 仙台・名古屋・大阪・福岡
 [潤滑パラフィン事業部] 〒135-0032 東京都江東区福住2-8-4 [TEL] (03)3643-1981
 [URL] <http://www.kaneda.co.jp/> [油屋.com] <http://www.abura-ya.com/>
 [金田油店] <http://www.abura-ya.jp/> [藤奇貿易(上海)有限公司]

カナダ株式会社 URL:<http://www.kaneda.co.jp/>